

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 001179
2. 出願番号 特願2010-000000-000000-40
3. 出願日 平成21年02月23日
4. 優先日/原出願日
5. 考案の名称 商品工簿製造工簿表紙用マイクロフィルム
6. 実用新案登録出願人/実用新案権者 株式会社
7. 作成日 平成21年2月23日
8. 考案の属する分野の分類
(国際特許分類)
9. 作成した審査官 福井 美徳 (4046 4D)
10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
- 分野 国際特許分類
C02F1/44
B01D61/00-71/82
- 時期的範囲 ~平成21年2月23日

●その他の文献

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

・請求項 1

審査長



審査官



審査官補



(第1/3ページ)

- ・評価 1
- ・引用文献等 1、2及び3
- ・評価についての説明

請求項1の「非動物、大腸菌のない安定した処理水が得られ、二次処理の負荷を低減することが可能なことを特徴とする」なる記載、及び「多価イオンや色度成分等の分子レベルの有害物質を除去し、濃縮を防止することが可能であり、水循環水質基準全31項目に適合した処理水を得ることが可能なことを特徴とする」なる記載が物としての「膜分離活性汚泥装置」及び「逆浸透膜装置」をどのように限定しているのかが不明なため、本願の「膜分離活性汚泥装置」及び「逆浸透膜装置」を、任意の「膜分離活性汚泥装置」及び任意の「逆浸透膜装置」として評価を行った。

引用文献1には、活性汚泥混合液中に逆浸透膜装置を設けた曝気槽（「膜分離活性汚泥装置」に相当）及び逆浸透膜装置を有する本格的設備が開示されている（請求項1、【00008】、図1）。

引用文献2、3には、膜分離活性汚泥装置及び逆浸透膜装置を有する再生水の製造装置が開示されており、引用文献2には、当該装置によって産業排水を飲料水にすることができると記載されている（引用文献2：請求項2、【00003】、図1/引用文献3：請求項1、【00001】、【00002】、図1）。

ここで、上記引用文献1は食品工業の排水を用いることは記載されていないが、活性汚泥装置を何と特定するものとは認められないことから、上記引用文献の「水処理装置」及び「再生水の製造装置」は、本願請求項1の「食品工業製造工程排水リサイクルシステム」と物として同一である。

引用文献等一覧

1. 特開平4-305287号公報
2. 特開2006-15236号公報
3. 特開2007-260532号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実

用新案法第7条第1項又は第3項)。

5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である(実用新案法第7条第2項又は第7項)。

6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない(記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む)。